

From the INTERNATIONAL BUREAU

PCTNOTIFICATION CONCERNING
DOCUMENTS TRANSMITTED

To:

European Patent Office
Postbus 5818
Patentlaan 2
2280 HV RIJSWIJK
PAYS-BAS

in its capacity as designated Office

Date of mailing (<i>day/month/year</i>) 28 September 2017 (28.09.2017)	International filing date (<i>day/month/year</i>) 12 May 2016 (12.05.2016)
International application No. PCT/JP2016/064194	
Applicant FUJIKURA LTD.	

The International Bureau transmits herewith the following number of copy(ies) of the:

1 international preliminary report on patentability (Chapter I) (Rule 44bis.2(a))

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland	Authorized officer Tsurubuchi De Blasio Ayako e-mail pct.team8@wipo.int Telephone No. +41 22 338 74 08
---	---

Facsimile No. +41 22 338 70 10

Form PCT/IB/310 (January 2009)

1/PDYH2RCZPZ5E70

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 森村靖男 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒101-0032 日本国東京都千代田区岩本町三丁目10番9号 秋 葉原花岡ビル6階		発送日 (日.月.年) 09.08.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 2211		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/064194	国際出願日 (日.月.年) 12.05.2016	優先日 (日.月.年) 02.07.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B6/024(2006.01)i, G02B6/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社フジクラ			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 27.07.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 野口 晃一	2L 5708
		電話番号 03-3581-1101 内線 3295	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-9	有
	請求項	1-3	無
進歩性 (I S)	請求項	5-9	有
	請求項	1-4	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

1. JP 62-249114 A (住友電気工業株式会社) 1987. 10. 30, 第2頁「従来の技術」、第7図 (B) (ファミリーなし)
2. JP 5-45527 A (株式会社フジクラ) 1993. 02. 23, 段落[0006], 図1 (ファミリーなし)
3. JP 2013-80126 A (住友電気工業株式会社) 2013. 05. 02, 段落[0022]-[0029], 図3-4 & US 2013/0108206 A1, [0031]-[0039], Fig. 3-4 & WO 2013/051485 A & WO 2013/051485 A1
4. 日本国実用新案登録出願 57-104686 号(日本国実用新案登録出願公開 59-9304 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (日立電線株式会社) 1984. 01. 21, 「実用新案登録請求の範囲」 (ファミリーなし)

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性を有しない。

請求項1-2について、文献1には、複数のコア3のそれぞれを挟むように設けられた複数の応力付与部2が、ファイバの長手方向に垂直な断面において、縦方向に沿って複数配置されるとともに、横方向に沿って複数配置されるマルチコア偏波保持ファイバが開示されている (第2頁「従来の技術」、第7図 (B))。

また、請求項3について、文献1の第7図 (B) から、応力付与部が互いに平行な複数の列に沿って配置されていることが読み取れる。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。
請求項4について、文献1の複数の応力付与部を、クラッドの中心を基準とした90°回転対称となる位置に配置することは、当業者であれば適宜なし得ることである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 - 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

請求項 1 - 2 について、文献 2 には、複数のコア 14 のそれぞれを挟むように設けられた複数の応力付与部 18 が、ファイバの長手方向に垂直な断面において、縦方向に沿って複数配置されるとともに、横方向に沿って複数配置されるマルチコア偏波保持ファイバが開示されている（段落 [0006]、図 1）。

偏波保持ファイバにおいて、コアに必要な応力を付与しやすくするために、応力付与部の断面積をコアの断面積より大きくすることは周知であるから（例えば文献 1、第 5 - 6 図等参照のこと）、文献 2 に記載されたマルチコア偏波保持ファイバにおいて、応力付与部の断面積をコアの断面積より大きくすることは、当業者であれば適宜になし得ることである。

また、請求項 3 について、文献 2 には、応力付与部が互いに平行な複数の列に沿って複数配置されることが記載されている（図 1）。

請求項 5 - 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 4 に対して新規性および進歩性を有する。

請求項 5 に記載された、複数の応力付与部のうち一つがクラッドの中心に配置される構成、請求項 6 に記載された、互いに隣り合う応力付与部間の全てにコアが配置される構成、請求項 7 に記載された、応力付与部に挟まれる方向が互いに 90° 異なるコアを含む構成、請求項 8 - 9 に記載された、互いに異なるカットオフ波長をもつコアを含む構成については、国際調査報告で引用された文献 1 - 4 のいずれにも開示されておらず、当業者にとって自明のものでもない。

Questions about this communication ?
Contact Customer Services at www.epo.org/contact



WIPO
The International Bureau
34, Chemin des Colombettes
CH-1211 GENEVA 20
SWITZERLAND

23

REC'D 25 SEP 2017	
WIPO	PCT

Date
25.09.2017

Reference PS/170046/PHB	Application No./Patent No. 16817569.3 - 1553 PCT/JP2016064194 / ISA JP
Applicant/Proprietor Fujikura Ltd.	

For the aforementioned international application, the following documents are not available in Patentscope. You are kindly requested to forward to the EPO in its capacity as designated / elected Office:

- a) the publication of the international search report (Art. 20 PCT).
- b) the International Preliminary Examination Report (Art. 36(3)(a) PCT, R. 73.2(a) PCT).
- c) the copy (copies) of the priority document(s)
-
- according to PCT/RO/101 the applicant has complied with Rule 17.1(a), (b) or (b-bis) PCT.
- d) the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I) (R. 44bis.2(a) PCT).
- e) the translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I) (R.44bis .3(c) PCT).
- f) **within the shortest possible delay, due to a request for early processing (Art. 23(2) or 40(2) PCT):**
 - the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I) (R.44bis 2(b) PCT)
 - the translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I) (R.44bis.3(d) PCT)
 - the International Preliminary Examination Report or a copy of the written opinion established by the ISA (R. 73.2(b) PCT).
 - the documents of the international application according to Article 20 PCT prior to international publication (R. 47.4 PCT).
-

Receiving Section

Answer of the International Bureau [IB]:

- The requested item(s) [a), b), c), d), e) and/or f)] is (are) not available to the IB.
Remarks:
- The requested item(s) [a), b), c), d), e) and/or f)] is (are) defective and cannot be communicated.
Remarks:
 - The Receiving Office/International Searching Authority/International Preliminary Examining Authority has been contacted.
- The requested item(s) is/are enclosed.
Remarks:

The International Bureau